

のほろほ

主な内容

- 4月1日待望のオープン「緑風園」…2P
- 登別市民会館・軽食堂経営者を募集…3P
- 融資対象が拡大されました 中小企業特別融資制度…3P
- 2月1日からスタート 「老人保健制度」…4・5P

●No. 364 ●昭和58年2月1日発行 ●発行/北海道登別市 ●編集/総務部企画広報課 ●印刷/北海印刷



アイデア作もいっぱい

第6回つけものコンクール

わが家の味を競おうと、恒例のつけものコンクールが、1月19日中央公民館で開かれました。

この催しは、各家庭独自のつけものを持ち寄り、意見などを交換しようというもので、今回から「いずし」部門を新たに加え、かすづけ、ぬかづけ、みそづけ、魚づけ、アイデアの6部門で自慢作を競いあいました。

暖冬の影響で心配された出品数も、昨年の約2倍にあたる89点が出品され、各部門ごとに3点の優秀作が選ばれました。

なかでもアイデア部門では、ダイコンを出ぶどうでつけたものやはくさいでマスやニンジン、キュウリを巻いたものなど、材料やつけ方に工夫をこらしたものが目立ちました。

つけものは、「ふるさとの味」とも「おふくろの味」とも言われていますが、こうした家庭の味を大事にしたいものです。

緑豊かな自然につつまれて 4月1日・待望のオープン

緑風園

特別養護老人ホーム



市内で初めての特別養護老人ホーム「緑風園」は、昨年八月七日の工事着手以来、順調に建設工事が進められ、四月一日には、いよいよ待望のオープンを迎えることになりました。

ねたきりの ご老人のために

現在市内には、約五十人のねたきり老人がいますが、市ではこのようなねたきり老人をかかえる家庭にホームヘルパーを派遣するなど本人や家族の負担をいくらかでも軽減するように手をつくしてきました。しかしねたきりという特殊な事情のため、本人の精神的・肉体的な苦勞はたいへんなものがあります。それにもまして一日二十四時間看護しなければならぬ家族の負担、苦勞は想像を絶するものがあるといっても過言ではありません。

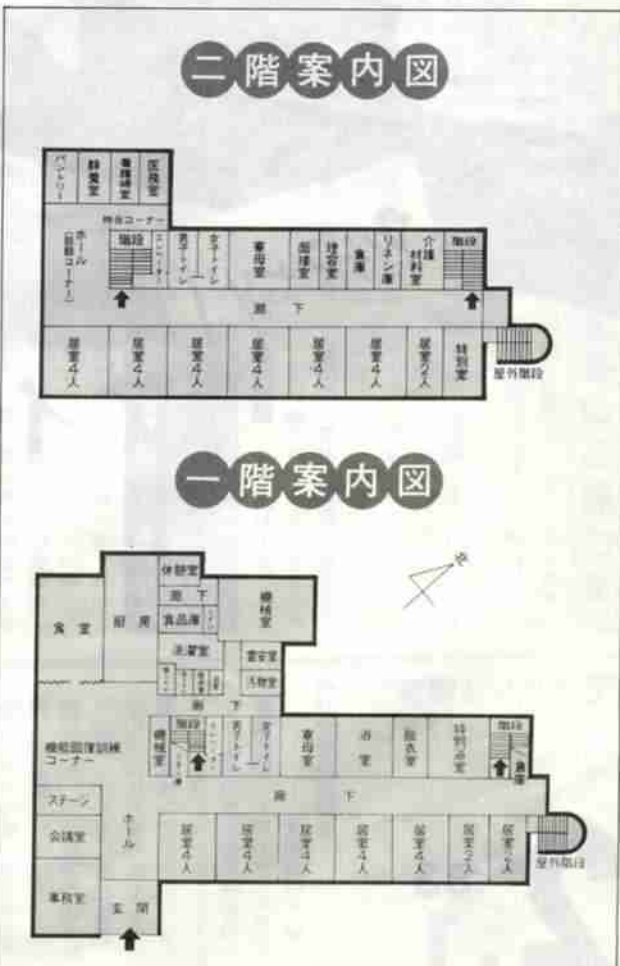
四月一日にオープンする、特別養護老人ホーム「緑風園」はこのように病氣や体の障害などのため常時看護を必要とするねたきりのご老人のための施設となっています。

「緑風園」のオープンは、これまで施設に入りたくも他市町村の施設を利用しなければならなかった、ねたきり老人やその家族にとって待ちに待った施設といえるのではないのでしょうか。

細かい配慮で 快適な生活を

建設が進められている場所は、中登別町二五三番地七、登別ゴルフ場の横で道々クッタラ湖公園緑地の緑に囲まれたすばらしい環境の土地です。敷地面積は三千三百五平方メートル、建物は鉄筋コンクリート二階建て延面積千六百三平方メートルの近代的な施設です。

一階には居室、機能回復訓練コーナー、ステージ、浴室、特別浴室、事務室など。二階には、居室、事務室、寮母室などのほか、静養



室や理容室も設けられており、エレベーターも完備しています。主な設備としては、ねたきりの方がそのまま入浴できる特殊入浴装置。もちろん普通の浴室も整備されています。医師の指示に基づいて各個人にあたりハビリーを行う機能回復訓練コーナー。入居者の健康管理と必要な診療を行うための医務室。入居者にゆとりとくつろいでいただくため、居室にはベッドとタタミ敷きの小あがりがあるなど入居者が快適な生活を送ることができるよう、きめ細かい配慮がホームのすみずみまで行き届いています。

職員は、施設長のほか医師一名、生活指導員一名、看護婦二名、寮母十一名、介助員一名など計二十四名のスタッフで入居者のお世話に万全を期すことになっています。

「緑風園」を実際に設立し運営するのは、社会福祉法人「登別千寿会」(理事長・千葉寿良氏)ですが、建設にあたっては市が全面的に協力をし、事業費についても一億五千三百万円を助成していただきます。

市としては、今後も、多年にわたって社会の進展に寄与されてきたお年寄りの方々に對する福祉の一層の充実のため、いろいろな面で協力をしていくことになっていきます。

「緑風園」に入園できる方は、六十五歳以上のお年寄りで身体が不自由なため常に介護が必要であり、家庭でその介護がむずかしい状態にある方です。

「緑風園」に入園できる方は、六十五歳以上のお年寄りで身体が不自由なため常に介護が必要であり、家庭でその介護がむずかしい状態にある方です。

「緑風園」に入園できる方は、六十五歳以上のお年寄りで身体が不自由なため常に介護が必要であり、家庭でその介護がむずかしい状態にある方です。



部自己負担になることがありますのでご承知ください。市では「緑風園」に入園を希望される方のため相談をお受けしています。

入園手続き、費用など詳しくお知らせにしたい方は、市福祉事務所(TEL 512111内線二九三)へお問い合わせください。

六月月上旬オープン 軽食堂経営者を募集

登別市民会館

市では六月上旬に開館する登別市民会館（富士町七丁目）の軽食堂経営者を募集します。

応募資格は、登別市内で三年以上（五十八年一月一日現在）飲食店営業の経営実績を有する市民です。主な募集要項は次のとおりです。

- ▽使用面積 食堂：約84平方メートル 厨房：約10平方メートル
- ▽設備 食堂の内装、叶器、電話器、ガス器具などの一切は、経営者が設備し、ガス、電気料なども負担。
- ▽営業時間 午前10時から午後8時まで（ただし、市長の承認により変更可）
- ▽品目 アルコール類を除く飲料と軽食。
- ▽使用料 月額約4万7千円程度で、11月から翌年4月までの期間は暖房料として月額約1万8千8百円程度を加算します。
- ▽開業日 58年6月上旬。また、使用許可を他に転貸することはできません。

◎現場説明会
▽日時 2月25日（金）午後1時から説明会を行いますので、参加される方は2月15日まで申し込みください。

▽場所 市役所第1会議室（3階）

◎経営希望者受付
▽受付期間 3月1日～10日まで申し込みは、ともに市教委社会教育課です。

◎経営者の決定 提出書類などにより審査選考後、3月15日までに決定し、その結果を3月20日までに通知します。

※詳しくは、市教委社会教育課（TEL512111内線349）へお問い合わせください。

一日も早く 言葉をおぼえて 中国帰国者日本語教室



日本語教室開講式

昨春秋 中国から帰国した家族のため、日本語教室が一月十日から毎週二回、中央公民館で開かれています。

これは、苦勞して中国から帰国された方に、一日も早く日本語を覚えていただき、自立して日本の生活に助けをもらおうと、市が全道に先がけて開校したもので今回で三回目になります。

この教室からはすでに十五人の方が卒業しています。が、開講期間の一年のうち日常の言葉はほとんど話せるようになり、それぞれ食堂を経営したり勤めに出るなど自立しています。

今回受講しているのは、松本福雄さん（20歳）と大塚容治さん（29歳）秀子さん（25歳）理奈ちゃん（3歳）の四人です。教室はなごやかな中にも日本語修得の意欲がみなぎり、日本の生活に慣れるのも真近かの感があります。

融資対象が 拡大されました -中小企業特別融資制度-

登別市中小企業特別融資制度

(昭和58年1月1日現在)

融資名	融資対象	使途	限度額	期間	利率	担保・保証人	取扱金融機関	備考
一般事業資金	市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し、室蘭圏に事業所を有するもので引続いて1年以上同一事業を営んでいる中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。	運転	500万円	5年以内	3年未満 7.0%	取扱金融機関の定めるところによる。	室蘭信用金庫、北海道銀行、室蘭商工信用組合、北海道相互銀行、伊達信用金庫の市内各支店（ただし、室蘭信用金庫については高砂支店を含む。）	・原則として割賦償還
		設備	1,000万円	7年以内	3年以上 7.5%			
団体事業資金	市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項または商店街振興組合法に規定するもの。	運転	2,000万円	5年以内	*	*	*	・原則として割賦償還 ・利子補給1.5%。ただし設立後3年未満の中小企業団体に限る。
		設備	3,000万円	7年以内	*			
独立開業資金	同一企業に5年以上勤務している25歳以上の従業員で、事業主等の推せんを受けて同一事業を市内または室蘭圏で独立開業しようとするもの。	運転	300万円	3年以内	*	*	*	・割賦償還 ・据置6ヶ月
		設備	500万円	5年以内	*			
小口事業資金	市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し、室蘭圏に事業所を有するもので、引続いて1年以上同一事業を営んでいる中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小企業者で、一般事業資金の借入が困難なもの。	事業資金	250万円	2年以内	年7.0%	信用保証協会の「無担保無保証人付」を必要とする。	*	・割賦償還 ・利子補給1.0%
備考	・室蘭圏とは室蘭市または伊達市をいう。 ・市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有するもので、室蘭圏に事業所を有するものうち、室蘭市または伊達市の融資制度の対象でないかた。 ・市税を完納していること。 ・取引停止処分を受けていないこと。 ・必要により信用保証協会の保証付とすることができる。 ・申込みにあたっては、市所定の申込書を使用し、市発行の納税証明書添付のこと。 ・なお、納税条件は、市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の納期到来前1年間分完納のこと。 ・設備資金については、見積書、その他必要とする書類を添付のこと。							

市では、中小企業者の経営安定を図るため、中小企業特別融資を行なっています。

この融資対象は従来市内に住居と事業所の両方あることが原則となっていました。が、一月一日から融資対象を拡大し、次のかたも対象となります。

○市民で、室蘭市または伊達市内で事業所を行なっているかた。
 ○室蘭市または伊達市の住民で、登別市内で事業を行なっているかた。

ただし、室蘭市内または伊達市内の金融機関を利用しているかた、室蘭市または伊達市の融資制度の対象者は除かれます。

以上の条件に合うかたで今後、事業資金の申込みを希望されるかたは、市内の金融機関の窓口で相談ください。

※詳しくは、商工課へ。（TEL512111内線256）

2月1日からスタート

老人保健制度

本格的な高齢化社会にそなえて

本格的な高齢化社会の到来を前に、2月1日からスタートした「老人保健制度」は、壮年期からの総合的な保健対策を推進し、誰もが健康な老後を迎えられるようにするとともに、老人の医療費をすべての人が公平に負担することを主なねらいとしています。

また、道や市独自の医療制度も老人保健法に準じて改正されましたので、新制度の内容など、主な改正点についてお知らせします。

70歳以上は老人保健で

2月1日から、70歳以上(寝たきり、重度障害者は65歳以上)のすべての人は、新しく生まれた老人保健制度で医療を受けることとなります。

ただし、いままでも加入している医療保険から抜けるということではなく、いままでもどおり、何らかの医療保険に加入している状態で老人保健制度の対象となります。

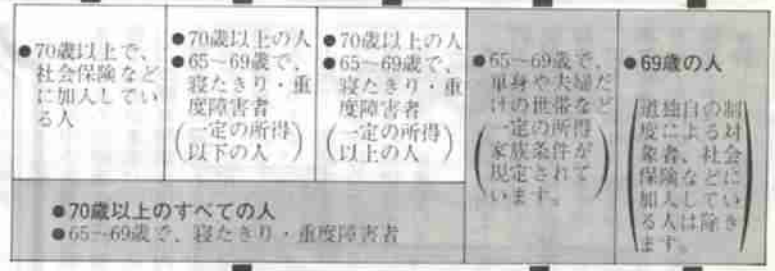
このため、医療以外の給付(たとえば葬祭費など)は、いままでも加入していた保険から支払われます。

また、これまでの老人医療費支給制度は、社会保険などで本人が被保険者の場合対象となりませんでした。これからは老人保健法で医療を受けることとなります。

費用の一部負担

いままでは老人医療費支給制度で、70歳以上(寝たきり、重度障害者は65歳以上)の医療費は無料でしたが、新しい老人保健制度、

改正前(1月31日まで)	老	老	道老	老
受給者証(病院等指示カード)	老人医療費受給者証	老人医療費受給者証(受給者番号の上2ケタが90の人)	老人医療費受給者証	老人医療費受給者証(受給者番号の上2ケタが70の人)
医療福祉制度	老人福祉法	市独自の助成制度	道独自の助成制度	市独自の助成制度



改正後(2月1日から)	老人保健法	道独自の助成制度	市独自の助成制度
医療福祉制度	老人保健法	道独自の助成制度	市独自の助成制度
受給者証 健康手帳	1. (老人保健法) 医療受給者証 2. (老人保健法) 健康手帳(対象者すべてに交付)	(道老) 老人医療費受給者証 ※健康手帳…希望者のみ交付	(老) 老人医療費受給者証
医療費の一部負担	病院などに支払う一部負担 入院外…各月の最初の診療日に400円 入院…1日につき300円(2カ月限度。その後は無料。) ※重度障害者(1・2級)の一部負担金は、「重度心身障害者医療助成制度」により無料となります。(重度医療の受給者証を交付)		
病院にかかるときも持参する	1. 保険証(国民健康保険、社会保険等) 2. (老人保健法) 医療受給者証 3. (老人保健法) 健康手帳(※重度障害者は、重度医療の受給者証が加わります)	1. 保険証 2. 老人医療費受給者証(従来どおりです)	
市役所窓口	保健衛生課(市役所 1階) ☎52111 内線250	社会課(市役所 1階) ☎52111 内線296	

医療の受け方

いままでは診療を受ける際、病院などの窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示していましたが、これからは市から交付された「医療受給者証」



必要な手続き

2月1日現在で対象となるかたには、1月中旬に「医療受給者証」と「健康手帳」を交付しましたが、まだ交付を受けていないかたは、保健衛生課(市役所1階、☎52111内線250)で、至急手続きをすませてください。

また、大正2年2月1日以前に生まれたかたで、「社会保険などで被保険者」のかたは、2月1日から「保険証」だけでは医療が受けられませんので、「印鑑」と「保険証」を持参のうえ「医療受給者証」と「健康手帳」の申請手続きをすませてください。



なべなすはなかる
迎えは老をえら
を後無縁のスタート
は、全くと健康な老後
いつかはというの
健康な人も、病気を
健康な人も、病気を
若々しく病気をし
若々しく病気をし
若々しく病気をし

◎70歳になったときは、医療費の
70歳になったときは、医療費の
取り扱いは老人保健法に変わります。
「印鑑」「保険証」と、使用し
ていた「老人医療費支給証(道老
または②)を持参のうえ、保健
衛生課で手続きをしてください。
また、寝たきり、重度障害者の
かたで、65歳になったときは、「
印鑑」と「保険証」、重度障害者
のかたは「身体障害者手帳」(身
障1・2級のかたは「重度医療費
支給証」)が加わります。」を持
参して手続きをすることになりま
す。
※寝たきりとは、所定の手続きに
より、市長の認定を受けたかた
※重度障害者とは、身障1・2・
3級および4級の一部分のかた。
※生活保護世帯は、老人保健制度
の対象とはなりません。

道・市の助成制度にも 一部負担を導入了しました

道および市では、これまで70歳
以上の老人医療費支給制度に加え
て、それぞれ独自の医療制度を実
施してきました。
その対象になるのは、次のかた
がたです。
《道独自の制度》 65歳以上69歳
までの人で、ひとり暮らしのお
年寄りや夫婦だけの世帯など。
(一定の所得・家庭条件が規定
されています。)
《市独自の制度》 老人医療の対
象年齢を1歳引き下げ、69歳の
人。(ただし、道独自の制度に
よる対象者、社会保険などに加
入している人は除きます。)
対象となったかたは、いまま
で医療費は無料でしたが、老人保健
法の施行にもない、2月1日か
ら、70歳以上のかたの医療制度に
準じて、医療費の一部を自己負担
(外来受診11か月400円、入
院11日につき300円、2か月
を限度)することになりました。

必要な手続き

2月1日現在で、市に届け出を
しているかたには、1月中に新し
い「老人医療費支給証(道老
印鑑)」を持参のうえ、社会
課で手続きをしてください。

ひとり暮らしの老人などに 入院費用を貸し付け

道社会福祉協議会では、2月1
日から新たに「特別生活資金(老
人療養資金)貸付制度」を設けま
した。
この制度は、入院のときに必要
な資金を貸し付けするもので、対
象となるのは、道独自の医療助成
の対象となる、65歳以上のひとり
暮らしや夫婦だけの世帯などで、
一定の所得・家庭条件の規定があ
ります。同様の家庭条件にある
70歳以上の世帯も対象になります。
貸し付け窓口は市社会福祉協議
会です。制度の主な内容は次のとお
りです。



- ▽申込期間 入院確定のときから
2か月以内。
- ▽償還期間 貸付日の翌月から1
年以内(うち据え置き2か月)。
- ▽貸付利率 無利率
- ※詳しくは、市社会福祉協議会(高
士町7丁目・老人福祉センター
内、☎0860)へお問い合わせ
ください。
- ▽貸付限度額 3万円

老人医療費の 負担割合を是正

老人保健制度では、70歳以上
の人の医療費を国・道・市と医
療各制度の保険者が負担するこ
とになりました。
医療保険制度には、健康保険、
国民健康保険、共済組合などが
ありますが、それらの老人医療
費の負担割合には、アンバランス
なところがありました。

特に、老人加入率の高い国民健
康保険は、老人医療費の負担割合
が高く、そのため厳しい財政状態
となつてきています。
なぜ、国民健康保険の老人加入
率が高いのでしょうか。それには
次のような事情があります。
現在、国民健康保険に加入して
いるお年寄りの多くは、若いころ

または②)を送付しましたが
まだ届いていないかたは、社会課
(市役所一階、☎2111内線
296)にご連絡ください。
◎69歳になったら
69歳になられたり、65歳以上の
ひとり暮らしなど、道独自の制度
の対象者になったときは、「印鑑」
と「保険証」を持参のうえ、社会
課で手続きをしてください。

高血圧と動脈硬化

成人病の予防

ガン、脳卒中、
心臓病は昭和三十
三年以後、病死原
因の上位三位を占
めています。
脳卒中、心臓病
にからないため
には、高血圧や動
脈硬化を防ぐこと
が大切です。とい
うのは、脳卒中や
心臓病は、高い血
圧に耐えきれず血
管が破れたり、動
脈硬化で血管が詰
まることから、動
脈硬化で血管が詰
まるからです。
「血圧を管理しよう」
「高血圧の予防」
血圧の高い状態が続くと、
脳卒中や心臓病などの病気が
起りやすくなります。
高血圧の予防には、減塩や
栄養のバランスを保つなどの
食生活の改善が必要です。ま
た、適度な運動を日常生活の
中に取り入れていくよう心掛
けましょう。

「タバコ、アルコール、カ
ロリーの取過ぎにご用心」
動脈硬化の予防
動脈硬化になると、血管は
弾力がなくなつてモロくなり
ます。原因は、血管の内壁に
コレステロールや中性脂肪が
くっつくことです。動脈硬化
は、十代に始まり年を取るに
つれて、硬化の度合いも高ま
るといわれています。カロリ
ーの取過ぎや、タバコの吸い
過ぎ、酒の飲み過ぎが拍車を
かけることが分かっています。
暴飲暴食は慎みましょう。



犬の夜遊びはさせないで!

朝方の四時を少し回ったころ、我が家のワン君の、しきりに吠える声に目をさまさせられた。我が家のワン君、二歳。夜中でもめつたに吠えることのないのが取り柄なのです。

「ちきしょう、何を吠えているんだ。」と窓の外を見ると、もう一匹の犬が、我が家のワン君の回りをうろついている。「しいノ」と追い払うと、シッポを丸めて逃げていった。



ザリガニ・ミステリー

刈田神社のお祭りを買ったザリガニが子を生みました。この場合生んだと表現していいものか困っ

ているのです。大晦日の夕方、彼女の入っている水槽をきれいに洗い、エサもたっぷり与えて家族一行は正月旅行へ。ところが三日に届いてきてびっくり。なにげなく水槽をのぞくと、ミリの半分にもならないようなザリガニの子がウヨウヨ。

火の用心

先日、会社から帰ってから部屋にあるポータブルの石油ストーブで体を暖めていたところ、ついウト、ウトと眠ってしまいました。「ゴン、ゴン」隣の人のノックする音で目を覚ますと、さあ大変、石油ストーブが不完全燃焼して黒い煙が部屋中に立ちこめているので

古着の復活

一年程前だったと思いますが、ある雑誌でスウェーデンあたりでは、古着が復活しているという記事を読んだことがあります。

お待ちしています

「ふれあい広場」では、みなさまからの投稿を掲載していきます。ホットな話題や意見、提言をどしどしお寄せください。掲載分には記念品をさしあげます。

郷土史探訪

76 富岸町 I

昔のトウケシと伝説を訪ねて

トウケシ(富岸)の地名は、北海道の名づけ親として知られる松浦四郎の蝦夷日記と彌浦日記、浦春成らによる罕有日記、市川十郎の野作東部日記など江戸時代末期の資料に由来する古い地名です。通常はカナ名で「トウケシ」と資料に書かれていますが「通計志、トウケシ」という文字もみられ、今日の「富岸」になったのは明治三年から五年頃と思われる。明治二年八月、蝦夷は北海道となり十一国八十六郡に行政区画され、胆振国幌別郡として幌別村、幌別村、登別村の三村が誕生します。明治五年五月には、蘭法華(ランポツケ)・富岸(トウケシ)



昭和40年頃の富岸町

を加えて五ヶ村になり、「富岸」村として確実に漢字で誕生しました。この「富岸」の語源は、トウケシ(沼・尻・の末)の意味であることを知里真志保先生、山田秀三先生が説かれています。市川十郎という役人の野作東部日記では「鶯別より三十四町二十間の所に通計志と言えぬ鮭漁場があり。トウケシとは太陽の光彩が通る。ケシは減少するということで、山嵐がふき、霧が多く日照の少ない所である」と述べています。

通計志(トウケシ)は当て字の漢字で、またトウケシは音読みの聞き違いの言葉でしょうが、浜の近くまでカシワの樹が茂っていた密林の中の濃霧は「霧陰気凝結シテ日輪ノ光薄キ浜ナレハナリ」の意味も分るような気がします。また、松浦武四郎の回浦日記によると「此所昔、大村なりしが津波のため皆なく没せし」という記事があります。昔、大きな村であったというの、トウケシにもコタンがあり、蛙・ますなどが容易に獲れる産卵場や鹿などの獲物が豊富な場所であったことを示しています。また、津波で全滅したというのは明確ではありませんが、寛保元年(一七四一年)波島大島の爆裂により大津波がおこり、幌別はすべて廃村になったと

2月16日～3月15日

税の申告時期です

申告相談をご利用ください

所得税・市道民税などの申告時期が近づき、準備に忙しいことと思います。

市では、所得税と市道民税の申告相談を次の日程で行ないます。所得や税額の計算の仕方、申告書の書きかたなどでわからない点がありましたら、お気軽にご利用ください。

申告が必要な方は、五十八年一月一日現在、登録市内に住んでいた次のかたがたです。

▽給与所得者で給与所得のほかに所得のあるかた（たとえば、地代、家賃、農業など）

▽給与所得者であっても勤務先から給与支払報告書の提出がなかったかた。または、昨年中に会社を退職されたかた。

※申告には、次のようなものが必要ですのでご持参ください。

▽給与所得者は、源泉徴収票か雇用主の給与証明書。

▽営業、不動産および配当所得者は、その収支を証明する資料。

▽社会保険料および生命保険料のあるかたは、その領収書または

〈申告相談日程〉

月	日	時	間	場	所	相	談	す	る	税
2月	16日	10時00分	16時00分	中央公民館	富浦寿の家	市道民税				市道民税
2月	17・18・19日	10時00分	16時00分	富浦寿の家	市道民税(漁業)					市道民税
2月	21・22・23日	9時30分	16時00分	鷺別公民館	所得税・市道民税					市道民税
2月	24日	10時00分	16時00分	市役所	所得税・市道民税					市道民税
2月	25日	9時30分	16時00分	市役所	所得税・市道民税					市道民税
2月	28日・3月1・2・3・4日	9時30分	16時00分	登録温光協会3階会議室	所得税・市道民税					市道民税
3月	7日	10時00分	16時00分	登録商工会館	所得税・市道民税					市道民税
3月	8・9日	10時00分	16時00分	登録公民館	所得税・市道民税					市道民税
3月	10日	10時00分	16時00分	美園町ひまわり園	所得税・市道民税					市道民税
3月	11・14・15日	10時00分	16時00分	鷺別公民館	所得税・市道民税					市道民税
3月	11・14・15日	10時00分	16時00分	市役所	市道民税					市道民税

証明書。
▽医療費のあるかたは、その領収書。
▽火災や盗難などにあつたかたは

消防署または警察署の証明書。
▽印鑑（認印で結構です。）
※相談所開設の日程は表のとおりですが、課税課（本庁）窓口では、
ただし、
臨時申告相談を受け付けています。
なお、三月十日以降は、相当混雑しますので、お早めにおいでください。



職場などグループで

ミニバレーボール大会
参加チームを募集

市教育委員会では、日頃の運動不足を解消していただくため、だれもが気軽に楽しめるミニバレーボール大会を開催します。多数ご参加ください。

▽日時 2月27日（日） 午前9時から開会式。

▽場所 市総合体育館

▽対象 市内に居住、または通勤する一般成人のかたで編成したチーム（中・高校生・大学生は

除く）

▽種目 男子の部、女子の部（男女混合チームは男子の部に含む）
▽チーム編成 1チーム6名（補欠2名を含む）

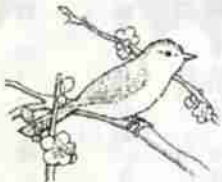
▽申込み期限 2月20日（日）までに、総合体育館にありますが、所定の用紙で申し込みください。

※お問い合わせは総合体育館へ。
(TEL) 55552

第8回登録市長杯争奪民謡大会

文化協会民謡連合会では、第八回登録市長杯争奪民謡大会を次のとおり開催します。

みなさんお誘い合せのうえ多数ご来場ください。
▽日時 2月13日（日）午前11時開場
▽場所 中央公民館
▽前売券 600円（当日800円）
▽連絡先 竹沢栄次郎さん（TEL）35996



趣味の輪を広げませんか

○申込先 社会教育課 (TEL) 52111 内線349
○受付期間 2月5日～各締切日

57年度 後期公民館講座

※ 中央公民館

講座名	開設月日	回数	時間	講師	定員	教材費	各自用意する物	締切日
七宝焼教室	2月24・25日	2	13:00 15:00	岩泉 盛典	20	円 500 1000	小刀 竹ばし 1本	2月15日
着付教室	3月2・4 9・10日	4	18:00 20:00	福士 俱子	30		着付道具一式 筆記用具	2月24日

※ 鷺別公民館

着付教室	2月28日・3月2・7・9日	4	10:00 12:00	岸 エミ子	30		着付道具一式 筆記用具	2月24日
------	----------------	---	----------------	-------	----	--	----------------	-------

※ 登録婦人センター

和紙のちぎり絵教室	2月17日 18・19日	3	10:00 12:00	小林 英子	20	600	和紙のり ペンセット 小ハサミ	2月12日
着付教室	3月1・4 8・11日	4	18:30 20:30	中西トクエ	30		着付道具一式 筆記用具	2月24日

※ 富浦婦人研修の家

和紙のちぎり絵教室	3月2・3日	2	10:00 12:00	小林 英子	20	600	和紙のり ペンセット 小ハサミ	2月24日
料理教室	3月7・8日	2	10:00 12:00	千野 明子	20	1回 500	エプロン 筆記用具	2月24日

農家・農業事業体のみなさん

北海道農業基本調査

2月1日現在

昭和57年度



昭和57年度

にご協力を

市民啓蒙

除雪にご協力ください

除雪作業に当たり、事故防止、冬期交通の安全確保のため、次の事項にご協力ください。

- 路上駐車をやめること
- 路上でのスキー、ソリ遊びをやらないこと
- 屋根の雪止めをつけること
- 道路に商品や器物などを放置しないこと



ふれあう心の合言葉
心身をきたえよく働いて、活気あふれる豊かなまちをつくりましょう。

住宅営地新生団体の入居者募集



市では、今年三月下旬の完成予定で新生団地市営住宅（新生町二丁目）を建設中です。
入居を希望される方は、次により申し込みください。

- ▽募集戸数 30戸（第2種耐火構造）
- ▽家賃 28,000円
- ▽入居可能予定日 昭和58年4月1日
- ▽募集期間 2月14日～28日まで
- ▽入居資格・申込方法 市営住宅に入居しようとするためには収入などの制限がありますので、入居資格・申込方法をくわしく記入した「市営住宅入居募集案内」をごらんください。
- ▽申込先 建築課（田⑤2111内線288）

家庭奉仕員の派遣制度を改正

従来、市民税非課税世帯などに限定し家庭奉仕員を派遣していましたが、今回の制度が拡大され所得税課税世帯にも派遣することになりました。

派遣対象世帯は、介護が必要なお年寄りや身体障害者、心身障害のお子さんがご家庭にいて家族が介護を行えないような状態にある家庭です。

所得税課税世帯の五十七年度費用負担額は次のとおりです。

- ▽前年の所得税課税年額が3万円未満の世帯：290円（1時間当たり）
- ▽前年の所得税課税年額が3万円以上の世帯：580円（1時間当たり）

不用品ダイヤル市



⑤ 2111
内線257

おわけします（売り）

オートバイ（50cc）、フィギュアスケート（20cm）、ピアノ、温風石油ストーブ、夏タイヤ（ホイール付 615-13）、冬タイヤ（ホイール付 615-13）、スパイクタイヤ（600-13）、足ぶみ直線ミシン、あみ機

ゆずってください（買い）

二段ベット、ダブルベット、うば車（2人用）、冷凍庫、婦人用自転車、フィギュアスケート（21cm）

教師を募集しています

日本工学院北海道専門学校では来年度に向け、次の要領で教師を募集しています。

- ▽学科・募集人員 情報処理科：1名
- ▽資格 大学卒業後2年以上の実務経験があるかた（プロگرام・オペレーター）
- ▽応募の方法 履歴書を郵送してください。（書類選考後、面接）

保育所入所児童募集は三月

新年度の保育所入所児童の募集は、毎年一月末に実施していましたが、五十八年度については三月に実施することになりました。詳しい日程は、三月十五日号の広報に掲載予定ですのでお見逃しのないようお願いいたします。

ワシ・タカ類の調査にご協力を

最近、本州でのワシ・タカ類の違法捕獲、違法がすみ網使用などが報道され、密猟取締りの強化やワシ・タカ類保護の重要性が叫ばれています。
このため、絶滅の恐れもあるオジロワシやオオワシなどの飼養状況とはく製標本などの保有状況について把握し、密猟などから守ることにしました。
飼養者、保有者のかたは届け出にご協力ください。
※この調査は、違法の有無を調査するのではなく、飼養台帳や保有

台帳を整備し、新たな違法捕獲の発生を防止するために行なうものです。
ワシ・タカ類 オジロワシ、オオワシ、オオタカ、クマタカ、イヌワシ、カムムリワシ、ハヤブサ
▽届出先 農林水産課（田⑤2111内線261または260）
▽届出期限 2月20日まで

新着図書案内

市立図書館田⑤4324

敢歩が仕事（早川良二郎）噂になつた女たち（佐木隆三）反核のアメリカ（柳井林二郎）幻書辞典（紀田順一郎）殺（綱淵謙錠）あらあらかしこ（木村治美）さらりーまん野戦学（深田祐介）時の首（佐々木基一）ヘインズ人と旅（金子民雄）ドント式がやつてきた（中山千夏）PTA歳時記（水畑道子）島で暮す（灰谷健次郎）家という病巣（山田和夫）近つかない地平線（西木正明）われ判事の職にあり（山形道文）羽田浦地図（小関智弘）羊をめぐる冒険（村上春樹）兵隊宿（竹西寛子）こころの波（芹沢光治良）蕨微ぐるい（清岡卓行）名人暮所（江崎誠致）人生を闘う顔（中野孝次）輝やけ我が命の日々よ（西川喜作）我が子、葦舟に載せて（河口榮三）いちろべが憎い（西村望）風箏歌の調べ（赤江瀑）万華鏡（萩原葉子）大地からの贈物（太田愛人）あなとも息子に殺される（小室直樹）戦争ノート（加賀乙彦）こぼし文化、教育、渡部昇一）フィリピン・レポート（三好亜矢子）クラ イシス・コール（野田正彰）

ご寄贈ありがとうございます
（敬称略）



社会福祉協議会

- ▽現金寄贈 大坂精秀、山海会、日本工学院北海道専門学校、ホテル平安、ブラザーアイブ運営協議会、登別市昭和会、小山岸健、登別市ボランティアの会、佐藤高、北口義雄、岩間義三、小幡忠博、山本幸男、佐藤嘉二、イーストシヨ、フアナント会、武藤ヤス子、登別社交ダンス愛好会、辻田政直、匿名一件
- ▽物品寄贈 登別市ボランティアの会、室蘭生活協同組合福祉ボランティアクラブ、中瀬周司、佐々木サチヨ、吉田イサ、成田房、藤田紀一、丸栗そうごストア、勝間商店、匿名一件
- ▽古切手寄贈 武田宏之、日本工学院北海道専門学校、和田産業、北海道電力登別営業所、佐々木真一、横田正一、志賀建設、佐藤君子、登別消費者協会、石崎水産加工所、藤本シズカ、川端
- ▽一般寄付
- ▽物品寄贈 藤倉公子
- ▽貴重老人ホーム恵寿園
- ▽物品寄贈 渡辺晃洋、宇賀富貴子、長内米穀店、島内一、今田直一、中央栄町内会、専光公社、長谷川商店、新明堂、小原ラーメン工場